

議案第 2 1 号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
地域戦略室	市長の附属機関として新たに三田市協働のまちづくり推進委員会及び三田市手話言語条例検討委員会をそれぞれ設置するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。												
内 容	<p><b>【関係法令】</b> 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>第 138 条の 4</p> <p>③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p> </div> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1) 三田市協働のまちづくり推進委員会</p> <p>平成 27 年 7 月に策定した三田市協働のまちづくり基本指針の推進に当たり、協働事業提案制度の事業審査や評価、協働の更なる推進のための制度、手続き、仕組み等について、調査審議を行うもの</p> <p>※三田市市民活動推進委員会は廃止</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">担当事務</th> <th style="width: 15%;">定数</th> <th style="width: 15%;">任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三田市協働のまちづくり基本指針の推進に関する事項についての調査審議</td> <td>7 人以内</td> <td>2 年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 三田市手話言語条例検討委員会</p> <p>平成 23 年度の障害者基本法の改正により、手話が言語である旨の条文明記に基づき、手話言語に関して広く啓発等を行うことにより、すべての市民が安心して暮らせる共生社会を目指す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">担当事務</th> <th style="width: 20%;">定数</th> <th style="width: 20%;">任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三田市手話言語条例の制定に関する事項についての調査審議</td> <td>10 人以内</td> <td>諮問に係る審議が終了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【施行期日】</b> 平成 28 年 4 月 1 日</p>	担当事務	定数	任期	三田市協働のまちづくり基本指針の推進に関する事項についての調査審議	7 人以内	2 年	担当事務	定数	任期	三田市手話言語条例の制定に関する事項についての調査審議	10 人以内	諮問に係る審議が終了するまで
担当事務	定数	任期											
三田市協働のまちづくり基本指針の推進に関する事項についての調査審議	7 人以内	2 年											
担当事務	定数	任期											
三田市手話言語条例の制定に関する事項についての調査審議	10 人以内	諮問に係る審議が終了するまで											